

「確認表」

1 大規模法人における税務上の要注意項目確認表

○ 令和3年2月提供分

- 大規模法人における税務上の要注意項目確認表（本体編）
- 大規模法人における税務上の要注意項目確認表（解説編）
- 大規模法人における税務上の要注意項目確認表（集約編）

資料添付 P. 1～P. 6

2 申告書確認表

○令和2年4月1日以後開始事業年度等又は連結事業年度等分
単体法人用・連結申告用・個別帰属額届出用・外国法人用

- 申告書確認表（単体法人用） 資料添付 P. 7～P. 13
- 申告書確認表【留意事項】（単体法人用）
- 図解形式 資料添付（一部分） P. 14～P. 19

申告書確認表（単体法人用）の確認内容が申告書等どの部分を確認しているかを図解形式で取りまとめた様式で、法人税及び地方法人税申告書（各種別表、貸借対照表、損益計算書ほか）、消費税及び地方消費税申告書（第1表～第2表ほか各種付表）の様式のもの。

確認表の国税庁ホームページ掲載場所



大規模法人における税務上の要注意項目確認表

確認対象 事業年度	担当者	役職：
確認実施 日		役職：

この確認表は、税務・決算処理について、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を作成する前の自主的な確認に御活用いただくことを目的として作成しております。確認表を御活用いただいた場合、会社事業概況書の「⑩ 申告書確認表等の活用状況」欄へその旨を記載いただくをお願いします。

税務に関する社内の体制・手続の整備状況		
・ 税務上の処理に疑義が生じる取引については、事業部門から経理担当部署へ連絡・相談される体制が整備されていますか。	☐ 適	☐ 否
・ 経理担当部署に税務知識を有する方（税理士資格保有者、税務担当経験者等）がいらっしゃいますか。	☐ 適	☐ 否
・ 処理誤りが生じないようマニュアル等を整備し、税務上の処理に疑義が生じる取引の把握や税務処理手続の明確化を行っていますか。	☐ 適	☐ 否

項目	No.	確認内容	解 説	主な参考法令等	確 認 結 果			確認結果が「否」の場合の対応 (申告調整の有無等)
収益	1	収益認識基準（※）の適用対象となる資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下「資産の販売等」といいます。）に係る収益の額は、法基通2－1－1ただし書の場合を除き個々の契約ごとに計上していますか。 ※ 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」	収益認識基準の適用対象となる資産の販売等に係る収益の額は、原則として個々の契約ごとに計上する必要があります。ただし、同様の資産の販売等に係る契約について、同一の相手方等と同時期に締結した複数の契約を組み合わせて初めて単一の履行義務となる場合（例えばシステム開発を請け負った場合において、設計と開発テストとで別個の契約を結んでいるとき）や、一の契約の中に複数の履行義務が含まれている場合（例えば一の契約の中に商品販売とこれに係る保守サービスの提供が含まれている場合）は、継続適用を条件に、これらの履行義務を単位として収益の額を計上することができます。 (注) 1 収益認識基準は、次の①から⑥までを除き、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用します。（顧客との契約から生じるものではない取引（固定資産の売却等）には適用しません。） ① 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引 ② 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引 ③ 保険法における定義を満たす保険契約 ④ 顧客等への販売を容易にするために行われる同業他社との商品又は製品の交換取引（例：石油会社の在庫交換） ⑤ 金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料 ⑥ 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の対象となる不動産の譲渡 2 履行義務とは、顧客との契約において、「別個の財又はサービス（あるいは別個の財又はサービスの束）」又は「一連の別個の財又はサービス（特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数の財又はサービス）」のいずれかを顧客に移転する約束をいい、次のいずれも満たす場合には、別個のものとしす。 ① 当該財又はサービスから顧客が単独又は容易に利用できる他の資源を組み合わせて便益を享受できること ② 当該財又はサービスを顧客に移転する約束が、契約に含まれる他の約束と区分して識別できること	法基通2－1－1 連基通2－1－1	☐	☐	☐	
	2	収益の計上基準に照らし、当事業年度に計上すべきであるにもかかわらず、翌事業年度に計上している収益の額はありますか。	棚卸資産の販売に係る収益の額は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に計上します。この引渡しの日は、例えば出荷した日、船積みをした日、相手方に着荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日等当該棚卸資産の種類及び性質、販売に係る契約の内容等に応じ引渡しの日として合理的であると認められる日のうち貴法人が継続して収益計上を行うこととしている日をいいます。 また、請負に係る収益の額は、原則として、物の引渡しを要するものは目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しないものは約した役務の全部を完了した日の属する事業年度の益金の額に計上します。この引渡しの日は、建設、造船その他これらに類する工事を行うことを目的とするものであるときは、例えば作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等当該建設工事等の種類及び性質、契約の内容等に応じ引渡しの日として合理的であると認められる日のうち貴法人が継続して収益計上を行うこととしている日となります。	法第22条の2 法第81条の3 法基通2－1－2 法基通2－1－21の7 法基通2－1－21の8 連基通2－1－2 連基通2－1－21の7 連基通2－1－21の8	☐	☐	☐	
	3	収益の計上基準を変更した場合、その理由は合理的かつ適切ですか。	収益の計上基準は、棚卸資産又は役務提供の種類、性質、契約の内容等に応じて合理的な基準を選択し、継続適用する必要があります。収益の計上基準を合理的かつ適切な理由もなく変更した場合には、変更後の計上基準は認められない場合があります。	法第22条の2 法基通2－1－2 法基通2－1－21の8 連基通2－1－2 連基通2－1－21の8	☐	☐	☐	
	4	資産の販売等に係る収益の額について、当事業年度終了の日までに対価の額を合意していないときは、同日の現況により適正に見積もっていますか。	資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度終了の日までにその対価の額を合意していない場合は、同日の現況によりその販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの日における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額を適正に見積もる必要があります。 なお、法令第18条の2第1項の規定の適用を受ける場合を除き、その後確定した対価の額が見積額と異なるときは、その差額に相当する金額について、確定した日の属する事業年度の収益の額を減額又は増額します。	法第22条の2 法令第18条の2 法基通2－1－1の10 連基通2－1－1の10	☐	☐	☐	
	5	資産の販売等に係る収益の額について、資産の販売等の契約の対価が値引き、値増し、割戻し等により変動する可能性がある場合に、その変動する可能性がある部分の金額（以下「変動対価」といいます。）又はその算定基準を相手方に明示していないにもかかわらず、変動対価を反映した会計上の収益の額のまににしていますか。	資産の販売等に係る契約の対価について、値引き、値増し、割戻しその他の事実により変動する可能性がある場合、その変動対価を資産の販売等をした事業年度の収益の額に反映するためには、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。 ① 変動する可能性がある金額又はその算定基準（客観的なものに限ります。）を、相手方に明らかにしていること又は当該事業年度終了の日において内部的に決定していること ② 過去の実績を基礎とする等の合理的な方法のうち法人が継続して適用している方法により、変動する可能性又は算定基準の基礎数値を見積り、これに基づき変動額を算定していること。 ③ ①を明らかにする書類及び②の算定根拠となる書類を保存していること。 なお、販売した棚卸資産に係る売上割戻しについては、上記の取扱いを適用しない場合には、割戻し額を通知又は支払をした日の属する事業年度の収益の額から減額します。	法基通2－1－1の11 法基通2－1－1の12 法基通2－1－1の11 連基通2－1－1の12	☐	☐	☐	
	6	資産の販売等に係る収益の額について、金銭債権の貸倒れや資産の買戻しの可能性を反映した会計上の収益の額のまににしていますか。	資産の販売等に係る収益の額には、貸倒れや返品の可能性がある場合においても、その影響を反映させることは出来ません。	法第22条の2	☐	☐	☐	
売上原価	7	翌事業年度以降の収益に対応する売上原価等を当事業年度に計上していませんか。	当事業年度の損金となる売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価は、当事業年度の収益に対応するものであるため、翌事業年度以降の収益に対応する売上原価等は当事業年度の損金とはなりません。	法第22条 法第81条の3	☐	☐	☐	
	8	売上原価等が当事業年度終了の日までに確定していないときは、適正に見積もった金額を計上していませんか。 また、単なる事後の費用を見積計上していませんか。	当事業年度に計上した収益に対応する売上原価等の金額が当事業年度終了の日までに確定していない場合は、同日の現況により適正に見積もる必要があります。 なお、当該収益に関連して発生する費用であっても、単なる事後の費用の性格を有するものは、売上原価等となるべき費用ではないことから、見積計上することはできません。	法基通2－2－1 連基通2－2－1	☐	☐	☐	

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

項目	No.	確認内容	解 説	主な参考法令等	確認結果			確認結果が「否」の場合の対応 (申告調整の有無等)
仕入割戻し	9	棚卸資産を購入した際の仕入割戻しについて、その算定基準が購入価額又は購入数量によっており、かつ、算定基準が明示されているにもかかわらず、仕入割戻しの金額の通知を受けた事業年度に計上していませんか。	棚卸資産を購入した際の仕入割戻しは、その算定基準が購入価額又は購入数量によっており、かつ、その算定基準が契約その他の方法により明示されている場合には、仕入割戻しの金額の通知を受けた日の属する事業年度ではなく、棚卸資産を購入した日の属する事業年度に計上する必要があります。 なお、上記に該当しない場合は、その仕入割戻しの際の金額の通知を受けた日の属する事業年度に計上します。	法基通2-5-1 連基通2-5-1	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	10	役員給与の損金算入額は、定款の定めや株主総会等の決議に基づき、適正に計算していませんか。	役員給与の額が定款の規定又は株主総会、社員総会等の決議により定められた役員に支給することのできる給与の限度額を超える場合には、その超える部分の金額は、損金とはなりません。	法第34条 法令第70条	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
役員給与	11	役員個人の費用を負担するなど、役員に対して給与を支給したものと同様の経済的な利益の提供はありませんか。	役員への資産の贈与、役員に対する債権の放棄又は債務の免除、役員への無利息貸付け、役員個人の費用の負担など役員に対して給与を支給したものと同様の経済的な利益をもたらすものは、役員給与に該当しますので、法第34条に規定する定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与又は業績連動給与に該当しない場合には、損金とはなりません。	法第34条 法基通9-2-9 連基通8-2-8	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	12	損金経理したにもかかわらず事業年度末に未払となつている決算賞与等の臨時の賞与について、その支給額を同時期に支給する全ての使用人に対して個別に通知するとともに、当該通知をした日の翌日から1月以内に通知した金額を支払っており、かつ、その支給額につき通知をした日の属する事業年度において損金経理している場合には、未払であっても当該通知をした日の属する事業年度の損金となります。 なお、支給日に在職している使用人へのみ賞与を支給することとして通知している場合には、当該事業年度の損金とすることはできません。	決算賞与等の臨時の賞与については、その支給額を同時期に支給する全ての使用人に対して個別に通知するとともに、当該通知をした全ての使用人に対し、当該通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に通知した金額を支払っており、かつ、その支給額につき通知をした日の属する事業年度において損金経理している場合には、未払であっても当該通知をした日の属する事業年度の損金となります。 なお、支給日に在職している使用人へのみ賞与を支給することとして通知している場合には、当該事業年度の損金とすることはできません。	法令第72条の3 法基通9-2-43 連基通8-2-42	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
減価償却費	13	稼働を休止している製造設備などの事業の用に供していない資産に係る減価償却費を損金の額に算入していませんか。 (法基通7-1-3又は連基通6-1-3に規定する「稼働休止資産」の取扱いの適用を受ける場合を除きます。)	事業の用に供していない資産は減価償却資産に該当せず、当該資産に係る減価償却費は損金とはなりません。 例えば、購入後未稼働の資産や生産調整等のため稼働を休止している資産(必要な維持補修が行われており、いつでも稼働し得る状態にあるものは除きます。)に係る減価償却費は、損金とはなりません。 また、法第133条に規定する少額の減価償却資産及び法令第133条の2に規定する一括償却資産についても、事業の用に供していなければ、損金とすることはできません。	法第2条 法令第13条 法令第133条 法令第133条の2 法基通7-1-3 連基通6-1-3	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	14	法令第133条の2に規定する一括償却資産の損金算入を適用している場合において、一括償却資産を除却した際に、未償却額を全額を損金としていませんか。	法令第133条の2に規定する一括償却資産につき同条の規定の適用を受けている場合には、その一括償却資産を事業の用に供した事業年度後の各事業年度において減失、除却等の事実が生じたときであっても、当該各事業年度における損金の額は、同条の規定に従い計算した損金算入限度額に達するまでの金額であるため、当該損金算入限度額を超えて、未償却となっている取得価額の全額とすることはできません。	法令第133条の2 法基通7-1-13 連基通6-1-16	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
交際費等	15	福利厚生費等の中に、役員や従業員の接待等のための支出が含まれていませんか。	交際費等の支出の相手方には、直接貴法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に貴法人の利害に関係する者及び貴法人の役員、従業員、株主等も含まれます。	措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4;1-22 措通68の66;1-25	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	16	売上割戻し等の中に、得意先に物品を交付するための費用や得意先を旅行等に招待するための費用が含まれていませんか。	法人がその得意先に物品を交付するための費用やその得意先を旅行、観劇等に招待する費用は、その物品の交付又は旅行、観劇等への招待が売上割戻しと同様の基準で行われるものであっても、交際費等に該当します。 ただし、交付する物品が得意先において棚卸資産として販売することや固定資産として使用することが明らかでない場合はその物品の購入単価がおおむね3,000円以下であり、かつ、その交付の基準が売上割戻し等の算定基準と同一であるときは、これらの物品を交付するための費用は、交際費等に該当しないものとすることができます。	措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4;1-3 措通61の4;1-4 措通68の66;1-3 措通68の66;1-4	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	17	雑費等の中に、新規店舗等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るための支出が含まれていませんか。	新規店舗等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るために、当該住民やその関係者を旅行等に招待したり、これらの者に酒食を提供した場合には、そのために要した費用は交際費等に該当します。	措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4;1-15 措通68の66;1-18	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	18	専ら役員や従業員の接待等のために支出した飲食費について、1人当たり5,000円以下であるとして交際費等から除いていませんか。	接待等のために支出するものであっても、飲食その他これに類する行為のために要する費用であって、1人当たり5,000円以下のものは交際費等から除かれます(財務省令で定める書類を保存している場合に限ります。)が、専ら貴法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものは、1人当たり5,000円以下であっても、交際費等に含める必要があります。	措法第61条の4 措法第68条の66 措令第37条の5 措令第39条の94 措令第21条の18の4 措令第22条の61の4	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	19	棚卸資産又は固定資産の取得価額に交際費等が含まれていませんか。	棚卸資産又は固定資産の取得価額に交際費等が含まれている場合には、接待等の行為があった事業年度の交際費等に含める必要があります。 なお、当該交際費等の金額のうち措法第61条の4第1項の規定により損金の額に算入しないこととなった金額があるときは、当事業年度終了の時に棚卸資産等の取得価額を減額することができます。	措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4;1-24 措通61の4;1-27 措通68の66;1-27 措通68の66;1-27	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
寄附金	20	前事業年度以前に仮払金とした寄附金を当事業年度の損金としていませんか。 また、事業年度末において未払となっている寄附金を当事業年度の損金としていませんか。	寄附金は、実際にその支払をしたときに支出したのものと取り扱うため、前事業年度以前に支払った際に仮払金等として資産計上した寄附金については、当事業年度に仮払金等を取り崩し費用として計上していても損金とすることはできません(支払った事業年度の損金となります。) また、事業年度末時点において未払となっている寄附金については、実際に支払うまでは損金とすることはできません。	法第37条 法第81条の6 法令第78条 法令第155条の15 法基通9-4-2の3 連基通8-4-4	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	21	寄附金の中に役員等が個人として負担すべきものが含まれていませんか。	法人が損金として支出した寄附金であっても、その寄附金の支出の相手方、目的等からみてその法人の役員等が個人として負担すべきものと認められるものは、その役員等に対する給与として取り扱われます。 このため、例えば、当該寄附金が支出額の全額が損金となる「国等に対する寄附金」であっても、法第34条に規定する定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与又は業績連動給与に該当しない場合には、その全額が損金とはなりません。	法第34条 法第37条 法第81条の6 法基通9-4-2の2 連基通8-4-3	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	22	子会社や取引先に対して合理的な理由がないにもかかわらず、無償若しくは通常より低い利率での金銭の貸付け又は債権放棄等を行っていますか。	子会社や取引先に対して金銭の無償若しくは通常より低い利率での貸付け又は債権放棄等をした場合において、例えば、業績不振の子会社の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等の経済的合理性を有しているものに該当しない場合には、寄附金として取り扱われます。	法第37条 法第81条の6 法基通9-4-2 連基通8-4-2	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
使途秘匿金	23	相手方を明らかにできない金銭の支出や金銭以外の資産の贈与はありませんか。	金銭の支出のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由を帳簿書類に記載していないものは、使途秘匿金の支出に該当します。使途秘匿金の支出をした場合の法人税の額は、通常の法人税の額に支出額の40%相当額を加算した金額になります。 なお、ここでいう金銭の支出には、贈与、供与その他これらに類する目的のために金銭以外の資産の引渡しも含まれます。	措法第62条 措法第68条の67	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	24	事業年度末までに債務が確定していない費用(償却費は含みません。)を損金としていませんか。	事業年度終了の日までに債務が確定していない償却費以外の販売費、一般管理費その他の費用については、当事業年度の損金の額に算入しません。 なお、この債務の確定とは、原則として次の要件の全てに該当する場合をいいます。 ① 当事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること。 ② 当事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。 ③ 当事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。	法第22条 法第81条の3 法基通2-2-12 連基通2-2-12	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

項目	No.		確 認 内 容	解 説	主な参考法令等	確 認 結 果			確認結果が「否」の場合の対応 (申告調整の有無等)
移転価格	25		国外関連者に対して行った役務提供の対価の額、又は国外関連者から受けた役務提供の対価の額は、独立企業間価格となっていますか。	国外関連者に対して役務提供を行った場合、又は国外関連者から役務提供を受けた場合、その対価の額は独立企業間価格である必要があります。 独立企業間価格は、役務提供に要した総原価の額に通常の利潤の額を加算する等して算定しますが、役務提供が支援的な性質のものであるなど一定の要件を満たし、また、当該役務提供に要した総原価の額に、当該総原価の額に100分の5を乗じた額を加算した金額をもって対価の額としている場合、その対価の額は独立企業間価格として扱われます（移転価格事務運営要領3－11）。	措法第66条の4 措法第68条の88 移転価格事務運営要領3－10、3－11 別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例26） 連結法人に係る移転価格事務運営要領3－10、3－11 別冊 連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例26）	□適	□否	□非該当	
	26		国外関連者に対する貸付けの利息の額、又は国外関連者からの借入れの利息の額は、独立企業間価格となっていますか。	国外関連者に対して貸付けを行った場合、又は国外関連者からの借入れを行った場合、その利息の額は独立企業間価格である必要があります。	措法第66条の4 措法第68条の88 移転価格事務運営要領3－7、3－8 別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例4） 連結法人に係る移転価格事務運営要領3－7、3－8 別冊 連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例4）	□適	□否	□非該当	
	27		「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）」を確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存していますか。	一の国外関連者との前事業年度（注1）の取引について ① 国外関連取引（注2）の合計金額が50億円以上 又は ② 無形資産取引（注3）の合計金額が3億円以上 である法人は、当該国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）を確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存することが必要です。 （注）1 前事業年度がない場合には当該事業年度となります。 （注）2 「国外関連取引」とは、法人が国外関連者との間で行う資産の販売、資産の購入、役務提供その他の取引をいいます。 （注）3 「無形資産取引」とは、特許権、実用新案権などの無形固定資産その他の無形資産の譲渡又は貸付け等をいいます。	措法第66条の4 措法第68条の88 措則第22条の10 措則第22条の74 移転価格事務運営要領2－4、3－4、3－5 連結法人に係る移転価格事務運営要領2－4、3－4、3－5	□適	□否	□非該当	
棚卸資産	28		事業年度終了の時ににおいて、預け在庫、未着品を棚卸しの対象としていますか。	事業年度終了の時ににおいて外注先や仕入先へ預けている商品等や購入した商品等のうち運送途中にある未着品についても、数量等を把握し、棚卸しの対象とする必要があります。		□適	□否	□非該当	
	29		未使用の消耗品の取得に要した費用を当事業年度の損金としていませんか。	消耗品で貯蔵中のものは棚卸資産に該当するため、その取得に要した費用は当該消耗品を消費した日の属する事業年度において損金とする必要があります。 ただし、事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これらに準ずる棚卸資産（毎事業年度におおむね一定数量を取得し、かつ経常的に消費するものに限ります。）の取得に要した費用を継続してその取得をした日の属する事業年度の損金としている場合には、取得時の損金として差し支えありません。	法第2条 法令第10条 法基通2－2－15 連基通2－2－15	□適	□否	□非該当	
	30		棚卸資産購入のために直接要した引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等の費用を棚卸資産の取得価額に含めていますか。	棚卸資産の購入に際して引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該資産の購入のために要した直接付随費用がある場合には、その費用を棚卸資産の取得価額に含める必要があります。 なお、買入事務、検収、整理、選別、手入れ等に要した費用や販売所から販売所への移管に要した費用などの棚卸資産の購入のために要した間接付随費用も棚卸資産の取得価額に含める必要があります（これらの間接付随費用の合計額が棚卸資産の購入の対価のおおむね3％以内の金額であるときは、当該間接付随費用については、棚卸資産の取得価額に含めなくても差し支えありません。）。	法令第32条 法基通5－1－1 連基通5－1－1	□適	□否	□非該当	
	31		流行遅れや機種がモデルチェンジしたことだけを理由に棚卸資産の評価損を計上していませんか。	棚卸資産が著しく陳腐化した場合には、評価損を計上することができますが、単に流行遅れや機種がモデルチェンジしたことだけでは、著しい陳腐化には該当しません。 例えば以下の場合が著しい陳腐化に該当します。 ・ いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の価額では販売することができないことが既往の実績その他の事情に照らして明らかである場合 ・ 当該商品と用途の面ではおおむね同様のものであるが、型式、性能、品質等が著しく異なる新製品が発売されたことにより、当該商品につき今後通常の方法により販売することができなくなった等の事実が生じた場合	法第33条 法令第68条 法基通9－1－4 連基通8－1－4	□適	□否	□非該当	
繰延資産	32		資産を賃借する際の権利金のように、支出の効果が1年以上に及ぶ費用について、その全額を一時の損金としていませんか。	以下の①～⑤の費用で支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものは、繰延資産に該当し、当該費用は、支出の効果が及ぶ期間を基礎として償却する必要があります。 ① 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用 ② 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、退還料その他の費用 ③ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用 ④ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用 ⑤ ①～④に掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用	法第2条 法第32条 法令第14条 法基通8－1－3 法基通8－1－4 法基通8－1－5 法基通8－1－6 法基通8－1－8 連基通7－1－3 連基通7－1－4 連基通7－1－5 連基通7－1－6 連基通7－1－7	□適	□否	□非該当	

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

項目	No.	確認内容	解 説	主な参考法令等	確認結果			確認結果が「否」の場合の対応 (申告調整の有無等)
固定資産	33	固定資産を事業の用に供するために直接要した費用を一時の損金としていませんか。	固定資産の取得価額には、購入したもの、自己が建設等をしたものを問わず、事業の用に供するために直接要した費用（例えば、工業用機械の据付費、調整試運転費など）が含まれますので、そのような費用は一時の損金とはなりません。	法令第54条 法基通 7-3-16の 2 連基通 6-3-25	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	34	建物付土地の取得後おおむね一年以内にその建物の取壊しに着手しているにもかかわらず、取壊時の建物の帳簿価額及び取壊費用を一時の損金としていませんか。	建物付土地を取得後、おおむね一年以内にその建物の取壊しに着手するなど、当初からその建物を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかであると認められるときは、当該建物の取壊しの時における帳簿価額及び取壊費用の合計額は、当該土地の取得価額に含める必要があります。	法基通 7-3-6 連基通 6-3-8	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	35	建物の建設に伴って支出を予定している住民対策費、公害補償費等の費用の額をその建物の取得価額に含めていますか。 （毎年支出することになる補償金は除きます。）	新工場の落成、操業開始等に伴って支出する記念費用等のように減価償却資産の取得後に生ずる付随費用の額は、当該減価償却資産の取得価額に算入しないことができますが、工場、ビル、マンション等の建設に伴って支出する住民対策費、公害補償費等の費用（法基通 7-3-11の 2 ② 及び ③、又は連基通 6-3-14 ② 及び ③）に該当するものを除きます。）の額で当初からその支出を予定しているもの（毎年支出することとなる補償金を除きます。）は、たとえその支出が建設後に行われるものであっても、当該減価償却資産の取得価額に含める必要があります。	法令第54条 法基通 7-3-7 法基通 7-3-11の 2 法基通 6-3-9 連基通 6-3-14	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	36	資本的支出を一時の損金としていませんか。	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費に該当し一時の損金となります。 他方、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は資本的支出に該当し、その固定資産と種類及び耐用年数を同じくする固定資産を新たに取得したものとなります。 ただし、一の計画に基づき同一の固定資産について行う修理、改良等のために要した費用の額が20万円に満たない場合又は修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合には、修繕費として損金経理することができます。	法令第55条 法令第132条 法基通 7-3-16の 2 法基通 7-8-1 法基通 7-8-2 法基通 7-8-3 連基通 6-3-25 連基通 6-8-1 連基通 6-8-2 連基通 6-8-3	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	37	自社開発のソフトウェアを製作するために要した費用を一時の損金としていませんか。	自社開発のソフトウェアを製作するために要した原材料費、労務費及び経費並びに事業の用に供するために直接要した費用は、そのソフトウェアの取得価額に含めることとなるため、一時の損金とはなりません。 この場合、その取得価額は適正な原価計算に基づき算定することになりますが、原価の集計、配賦等につき合理的であると認められる方法により継続して計算している場合には、これが認められます。	法令第54条 法基通 7-3-15の 2 連基通 6-3-22	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	38	ソフトウェアの機能向上等のために要した費用を一時の損金としていませんか。	ソフトウェアのプログラムの修正等を行った場合に、その修正等がプログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は修繕費として一時の損金となりますが、新たな機能の追加、機能の向上等のバージョンアップを行っている場合には、その修正等に要した費用は資本的支出に該当し、ソフトウェアの取得価額に含める必要があります。	法令第55条 法令第132条 法基通 7-8-6の 2 連基通 6-8-7	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
前払費用	39	前払費用に該当する支出を損金としていませんか。 （法基通 2-2-14又は連基通 2-2-14に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受ける場合を除きます。）	前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出する費用のうちその支出する日の属する事業年度終了の日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいいます。）は、支払った日の属する事業年度の損金とはならず、役務の提供を受けた事業年度の損金となります。 ただし、「短期の前払費用」（支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係る前払費用で、継続して支払った日の属する事業年度の損金としているもの）については、支払った日の属する事業年度の損金として差し支えありません。	法第22条 法令第14条 法基通 2-2-14 連基通 2-2-14	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
貸付金	40	役員、従業員や関連会社に対して金銭を無償又は通常より低い利率で貸し付けていませんか。	経済的合理性がないにもかかわらず、役員、従業員や関連会社に対して無償又は調達金利や他者への貸付条件等と比較して低利による貸付けを行っている場合、通常適用すべき利率により計算した利息の額と実際徴収した利息の額との差額は、給与又は寄附金に該当する場合があります。	法第34条 法第36条 法第37条 法基通 9-2-9 法基通 9-4-2 連基通 8-2-8 連基通 8-4-2	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
有価証券	41	有価証券を取得するために要した費用を一時の損金としていませんか。	購入した有価証券の取得価額には、当該有価証券の購入の代価等に加えて、購入のために要した費用が含まれます。 このため、購入手数料その他有価証券の購入のために要した費用は、有価証券の取得価額に算入し、一時の損金にはなりません。 なお、有価証券を取得するために要した通信費、名義書換料は有価証券の取得価額に含めないことができます。 おって、外国有価証券の取得に際して徴収される有価証券取得税その他これに類する税についても同様です。	法令第119条 法基通 2-3-5 連基通 2-3-5	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
前受金・仮受金・預り金・保証金	42	収益に計上すべきものはありませんか。	前受金、仮受金及び預り金が棚卸資産の販売、請負、固定資産の譲渡等の対価として收受したものである場合、その棚卸資産の販売等に係る収益の計上基準に照らし、当事業年度の収益に計上すべきものが含まれているときは、当事業年度の益金とする必要があります。 また、当事業年度において資産の賃貸借契約等に基づいて受け入れた保証金等の一部又は全部について返還しないことが確定した場合、その返還しないことが確定した金額は、当事業年度の益金の額に計上する必要があります。	法第22条 法基通 2-1-41 連基通 2-1-44	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

項目	No.	確認内容	解 説	主な参考法令等	確認結果			確認結果が「否」の場合の対応 (申告調整の有無等)
収益	43	課税期間の末日までに資産の譲渡等の対価の額が確定していない場合に、その対価の額を適正に見積もり、課税標準に含めていますか。	資産の譲渡等を行った場合において、その資産の譲渡等をした日の属する課税期間の末日までにその対価の額が確定していないときは、同日の現況によりその金額を適正に見積もる必要があります。 なお、見積額と確定した額との間に差額が生じた場合には、その差額を対価の額が確定した日の属する課税期間の資産の譲渡等の対価の額に加算又は対価の額から控除することになります。	消法第28条 消基通10－1－20	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	44	外注先に対して有償支給した原材料等の対価を課税対象外としていませんか。 (支給する材料等を自己の資産として管理している場合を除きます。)	外注先等に対して外注加工に係る原材料等を支給する場合において、その支給に係る対価を受取することとしている（いわゆる有償支給）ときは、その原材料等の支給は、対価を得て行う資産の譲渡に該当します。 ただし、有償支給の場合であっても、貴法人が支給した原材料等を自己の資産として管理しているときは、その原材料等の支給は、資産の譲渡に該当しません。	消基通5－2－16	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
売上原価	45	課税仕入れとした外注費等の中に給与に該当するものは含まれていませんか。	個人に対して支出する労務提供の対価は、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき他の者に従属し、かつ、当該他の者の計算により行われる事業に提供する役務に係るものであれば課税仕入れとはなりません。 なお、請負とその区分が明らかでない場合には、例えば、以下の①から④までの事項を総合勘案して判断することになります。 ① その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を許容するか。 （許容する：請負、許容しない：雇用） ② 役務の提供に当たり貴法人が指揮監督をしているか。 （指揮監督していない：請負、指揮監督している：雇用） ③ また引渡しを受けていない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、既に提供した役務に係る報酬の請求を貴法人が受けるか。 （受けない：請負、受ける：雇用） ④ 役務の提供に係る材料又は用具等を貴法人が供与しているか。 （供与していない：請負、供与している：雇用）	消法第2条 消基通1－1－1	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	46	三国間貿易（国外で購入した資産を国内に搬入することなく他の譲渡する取引）に係る仕入れを課税仕入れとしていませんか。	資産の譲渡等が国内で行われたか否かの判定については、資産の譲渡又は貸付けの場合は、原則として、譲渡又は貸付けの時における資産の所在場所で判定します。 したがって、国外で購入した資産を国内に搬入することなく他の事業者等に譲渡した場合における仕入れについては、その経理処理のいかんを問わず国内で行われたものに該当しないため、課税仕入れとすることはできません。	消法第4条 消基通5－7－1	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
費用全般	47	出向社員等の給与負担金を課税仕入れとしていませんか。 (経営指導料等の名義で支出している場合も含みます。)	貴法人への出向社員に対する給与を出向元事業者が支給しているため、貴法人が負担すべき金額を出向元事業者に支出したときは、その給与負担金は、その出向社員に対する給与に該当するため、課税仕入れとすることはできません。 この取扱いは、実質的に給与負担金の性質を有する金額を経営指導料等の名義で支出する場合も同様です。	消基通5－5－10	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	48	贈答した商品券、ギフト券、旅行券等を課税仕入れとしていませんか。	商品券、ギフト券、旅行券等は物品切手等に該当するため、購入時には課税仕入れとすることは認められず、後日、その商品券等を使って商品の購入をしたり、サービスの提供を受けた際に課税仕入れとすることができます。 このため、商品券等を贈答した場合には、その商品券等を使って商品の購入等をしていませんので、課税仕入れとすることはできません。	消法第6条 消法別表第1 消基通6－4－3 消基通6－4－4 消基通9－1－22 消基通11－3－7	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
消費税等	49	クレジット手数料を課税仕入れとしていませんか。	信販会社へ支払うクレジット手数料は、包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る手数料又は賦払金のうち利子に相当する額であり、非課税となりますので、課税仕入れとすることはできません。	消法第6条 消法別表第1 消令第10条 消基通6－3－1	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	50	同業者団体等の通常会費や一般会費を課税仕入れとしていませんか。	同業者団体、組合等に対して支払った会費又は組合費等について、当該同業者団体、組合等において、通常の業務運営のために経営的に要する費用をその構成員に分担させ、団体の存立を図るためのいわゆる通常会費や一般会費に該当するとして資産の譲渡等の対価に該当しないとしているときは、当該会費又は組合費等は課税仕入れとすることはできません。	消基通5－5－3 消基通11－2－6	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	51	予約の取消し、契約変更等に伴って支払ったキャンセル料や解約損害金を課税仕入れとしていませんか。	予約の取消し、契約変更等に伴って支払うキャンセル料や解約損害金等は、逸失利益等に対する損害賠償金であり、役務の提供の対価には該当しないことから、資産の譲渡等の対価には該当せず課税仕入れとすることはできません。 なお、解約手数料、取消手数料などは資産の譲渡等に係る契約の解約等の請求に応じ、対価を得て行われる役務の提供の対価であることから、課税仕入れとすることができますが、損害賠償金としての性格を有する部分と手数料的性格を有する部分とを一括して支払っており、それぞれについて判然と区分できない場合については、全体として資産の譲渡等に該当しないものとして取り扱うことから課税仕入れとすることはできません。	消基通5－2－5 消基通5－5－2	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	52	給与と認められる旅費（単身赴任者が帰省するための旅費等）を課税仕入れとしていませんか。	従業員の出張等に伴い支出する出張旅費、宿泊費、日当等は、貴法人が事業遂行のために必要な費用を、旅行をした者を通じて支出しているものであるため、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価となります。 しかし、通常必要と認められる金額を超える部分や単身赴任者が帰省するために支給する旅費等の職務の遂行に必要な旅行の費用とは認められない旅費は、給与に該当する支出であることから課税仕入れとすることはできません。	消基通11－2－1	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	53	海外出張に係る旅費、宿泊費、日当等を課税仕入れとしていませんか。	海外出張に係る旅費、宿泊費及び日当等のうち輸出免税等に該当する取引、あるいは非課税取引に該当するものは、課税仕入れとすることはできません。 ただし、海外出張旅費等として一括支給する場合であっても、海外出張の際の国内鉄道運賃や国内での宿泊費、支度金について、実費分として他の海外出張旅費と区分しているときは、その実費部分については、国内出張旅費等と同様に課税仕入れとして差し支えありません。	消基通11－2－1	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	54	前払費用を支払時の課税仕入れとしていませんか。 (法基通2－2－14又は連基通2－2－14に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受けている場合を除きます。)	役務の提供に係る課税仕入れは、役務の提供が完了した日を含む課税期間に行われたこととなるため、前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した課税仕入れに係る支払対価のうちその課税期間の末日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいいます。）については、支払時の課税仕入れとすることはできません。 ただし、法基通2－2－14又は連基通2－2－14に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受けている場合には、その支払時点で課税仕入れとすることができます。	消基通11－3－8 法基通2－2－14 連基通2－2－14	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	55	クレジットカードで決済した経費等について、クレジットカード会社からの請求明細書のみを保存していませんか。	クレジットカードで決済した経費等について、クレジットカード会社が交付する請求明細書は、課税資産の譲渡等を行った事業者が貴法人に対して交付した書類ではないことから、消法第30条第7項及び第9項に規定する請求書等には該当しませんので、当該請求明細書のみを保存をもって、クレジットカードで決済した経費等を課税仕入れとすることはできません。	消法第30条	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	56	会議費、交際費として飲食料品を購入している場合に、軽減税率対象品目として区分経理していませんか。	会議費、交際費として飲食料品を購入している場合は、消費税額の計算上、軽減税率対象品目の経費として区分経理する必要があります。	所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条 消費税の軽減税率制度に関する取扱通達	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

項目	確認内容		解 説	主な参考法令等	確認結果			確認結果が「否」の場合の対応 (申告調整の有無等)
	No.							
消費 税 等	57	ゴルフ会員権を譲渡した場合に、その対価を非課税売上げとしていませんか。	株式、出資若しくは預託の形態によるゴルフ会員権は、その譲渡が非課税となる有価証券に類するものには該当しないことから、その譲渡は非課税とはなりません。	消法第6条 消法別表第1 消令第9条 消基通6-2-2	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	58	車両等の買換えを行った場合に、販売額から下取額を控除した金額を課税仕入れ又は課税売上げとしていませんか。	車両等の買換えにおいては、課税資産の譲渡等と課税仕入れの二つの取引が同時に行われていますので、それぞれ別個の取引として取り扱う必要があります。	消法第2条 消基通10-1-17	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	

- 1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。
- | | | | | | |
|----|---------|-----|-------------|-----|---------------------------------------|
| 法法 | 法人税法 | 指法 | 租税特別措置法 | 連基通 | 連結納税基本通達 |
| 法令 | 法人税法施行令 | 指令 | 租税特別措置法施行令 | 消基通 | 消費税法基本通達 |
| 消法 | 消費税法 | 指則 | 租税特別措置法施行規則 | 措通 | 租税特別措置法関係通達（法人税編）及び租税特別措置法関係通達（連結納税編） |
| 消令 | 消費税法施行令 | 法基通 | 法人税基本通達 | | |
- 2 令和2年6月30日現在の法令・通達によっています（「移転価格事務運営要領」及び「連結法人に係る移転価格事務運営要領」は、令和元年6月28日付一部改正分までを反映しています。）。
- 3 表中の「法人」は、「連結法人」を含みます。
- 4 表中の「事業年度」は、連結法人においては「連結事業年度」をいいます。

申告書確認表（単体法人用）

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

確 認 対 象 年 度		担 当 者	役職：
確 認 実 施 日			役職：

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を提出される直前の自主的な点検に御活用いただくことを目的として作成しております。
確認表を御活用いただいた場合、会社事業概況書の「⑩ 申告書確認表等の活用状況」欄へその旨を記載いただくようお願いいたします。

項 目	No.	確 認 内 容	確 認 結 果		
共通事項	1	電子申告義務がある法人（当事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社）の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	2	法人税の確定申告書には、次に掲げる書類を添付していますか。 ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。） ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表） ③ 勘定科目内訳明細書 ④ 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。） ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合） ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合） ⑦ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第3条）	☐ 適	☐ 否	
	3	当事業年度に適用される別表を使用していますか。	☐ 適	☐ 否	
	4	各別表に記載している前事業年度からの繰越額（期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。）は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	5	組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
法人税額及び 地方法人税額の計算 別表一・ 一次業	6	別表一の15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	7	地方法人税額の計算につき、別表一次業の56欄～59欄により計算していますか。 また、別表一の40欄の金額は、別表六(二)の50欄の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	8	当事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人又は適用除外事業者（当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
同族会社等の判定 別表二	9	21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。 また、同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	10	17欄が50%超で、当事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている場合、別表三(一)を作成していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	11	貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載し、その記載した数を3欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
特定同族会社の留保 金額に対する税額の 計算 別表三(一)	12	10欄の金額は、前事業年度の11欄の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	13	11欄の金額は、当事業年度中に基準日があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当

申告書確認表（単体法人用）

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項 目	No.	確 認 内 容	確 認 結 果		
所得金額の計算 別表四・ 五(一)	14	別表四の1③欄の配当の額は、株主資本等変動計算書等記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	15	別表四と別表五(一)の検算額は、別表五(一)の31④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 別表四の48②欄 + 別表五(一)の31①欄 - 別表五(一)の28～30の③欄の合計額 = 別表五(一)の31④欄	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	16	前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	17	貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	18	組織再編成が行われた場合、利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	19	貸借対照表に自己株式を計上している場合、法令第8条第1項第20号及び第21号に掲げる金額を別表五(一)のⅡ「資本金等の額の計算に関する明細書」において減算するなどの調整を行っていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
租税公課 別表五(二)	20	5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	21	5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	22	19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の13欄等で減算していますか。 また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四で加算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	23	「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を別表四で減算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	24	41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
			☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
所得税額控除 別表六(一)	25	復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	26	12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていますか。 (例) ・公社債及び預貯金の利子 ・合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配 ・特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当 ・資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	27	集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六（五の二）を作成していますか。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
外国税額控除 別表六(二)等	28	国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算していますか。 また、国外事業所等帰属所得の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	29	別表六(二)の21欄及び別表六(二)付表一の5欄の金額は、税引後の金額としていますか。 また、これらの金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	30	別表六(二)の12欄の金額は、国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに計算した非課税所得分の合計額（マイナスの場合は0）を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	31	国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	32	国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。 (例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三の八)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額（本店所在地国、支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。）	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
外国税額控除 別表六(三)	33	12～29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い事業年度のものから順に充当していますか。 また、同一事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当

申告書確認表（単体法人用）

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項 目	No.	確 認 内 容	確 認 結 果		
外国税額控除 別表六(四)・ 六(四の二)・ 六(五)	34	外国法人税に該当しない税（中国の増値税等）を記載していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	35	益金不算入の対象となる外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等を、別表六(四)に記載していませんか。 また、税法第23条の2第2項第1号の規定を受ける剰余金の配当等の額（同条第3項の規定の適用を受けるものを含みます。）に係る外国源泉税等について、別表六(四の二)を作成していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	36	別表六(四)の4欄、別表六(四の二)の5欄及び別表六(五)の3欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	37	別表六(四)の8欄、別表六(四の二)の7欄及び別表六(五)の5欄は、租税条約（日台民間租税取決めを含みます。）の限度税率を超えていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	38	別表六(四)の12欄、別表六(四の二)の9欄及び別表六(五)の7欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
法人税の額から控除される特別控除額 別表六(六)	39	複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
特定税額控除規定の適用可否の判定 別表六(七)	40	中小企業者等以外の法人が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。 ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 別表六(八)～(十一)	41	別表六(八)（中小企業者等の場合、別表六(九)）の1欄及び別表六(十一)の1欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	42	別表六(十)の平均売上金額の計算に関する明細書における売上金額について、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、当事業年度の改定売上金額を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	43	別表六(十)の調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	44	合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
その他の法人税額の特別控除 別表六(九)ほか	45	中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない法人税額の特別控除制度を適用していませんか。 (例) ・中小企業者等に係る試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 ・特定中小企業者等に係る中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ・中小企業者等に係る給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
繰越欠損金 別表七(一)・ 七(一)付表一	46	別表七(一)の2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。 ① 当事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度（法第57条第11項第1号該当） ② 更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第2号該当） ③ 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第3号該当）	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	47	別表七(一)付表一の「適格組織再編成等の別」欄に記載していますか。 また、「支配関係発生日」が「適格組織再編成等の日」の属する事業年度開始の日前5年以内で未処理欠損金額等の調整計算及び特定資産譲渡等損失相当額の計算が必要な場合、別表七(一)付表一の5欄～7欄及び9欄～12欄に記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当

申告書確認表（単体法人用）

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項 目	確 認 内 容		確 認 結 果		
	No.				
受取配当等の益金不 算入 別表八(一)	(受取配当等の額)				
	48	31欄、34欄、37欄及び43欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていません か。 (例) ・公社債の利子の額 ・MMF（追加型公社債投資信託）等の公社債投資信託の収益の分配の額 ・公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額（外国株価指数連動型特定株式 投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額を除きます。） ・不動産投資信託の収益の分配の額 ・オープン投資信託の特別分配金の額 ・外国法人、特定目的会社、投資法人から受ける配当等の額 ・匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	49	31欄の金額に、完全子法人株式等（その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して 他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等）に係る配当等 の額に該当しないものの額を含めていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	50	32欄の金額に、関連法人株式等（その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該 他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の 当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	51	35欄の金額に、その他株式等（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等の いずれにも該当しない株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	52	41欄の金額に、非支配目的株式等（その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該 他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等）に 係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配 の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	(負債利子等の額)				
	53	3欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みま す。）の額の合計額（別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調 整後の金額）と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	54	27欄及び29欄の金額は、貸借対照表の金額に法令第22条及び法基通3-2-5~3-2-7 の調整をした後の金額となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	55	30欄の金額は、別表五(一)に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等（他の 内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当期又は前期の期末日以前6月の期間を通 じて有している場合における当該他の内国法人の株式等）の税務上の帳簿価額となっています か。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
外国子会社から受け る配当等の益金不 算入 別表八(二)	56	基準年度実績により負債利子等の額を計算している場合、20欄~23欄に金額を記載していま すか。 また、20欄及び21欄の金額に適格合併に係る被合併法人分も含めていますか（その場合、適 格合併に係る全ての法人が平成27年4月1日に存在していますか。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	57	5欄は、25%（租税条約で別途定めのある場合はその割合）以上となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	58	7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	59	8欄は、6月以上の期間となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
収用換地等の所得の 特別控除及び圧縮記 帳 別表十(五)・ 十三(四)	60	27欄の金額を別表四で加算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	61	別表十(五)の3欄は、2欄に記載した日以後6月以内の日付となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	62	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、別表十(五)の14欄又は別表十三(四)の12欄の金 額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	63	同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を 設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	64	収用に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が 5,000万円を超えていませんか（別表十(五)の20欄~22欄）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当

申告書確認表（単体法人用）

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項 目	確 認 内 容		確 認 結 果		
	No.				
特定資産の買換えの特例 別表十三(五)	65	適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第65条の7第1項各号の要件を満たしていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	66	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、8欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	67	買換資産が措法第65条の7第1項第6号下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか（特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	68	買換資産が土地等の場合、19欄には18欄のうち4欄の5倍（平成29年4月1日以前に行った譲渡に係る資産が旧措法第65条の7第1項第2号上欄に掲げる譲渡資産である場合は10倍）を超える部分の面積を記載していますか。 また、その明細を別紙に記載して添付していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	69	27欄の金額を算出する際に乗じた割合を0.8としていますか（所有期間が10年を超える国内にある土地、建物、構築物等について、平成27年8月10日以後に行った地域再生法第5条第4項第5号イに規定する「集中地域」以外の地域から「集中地域」等への買換えについては、買換資産が東京23区内にある場合の割合は0.7、それ以外の場合の割合は0.75となります。また、令和2年4月1日以後に行った航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、その譲渡資産が一定の区域内にある場合の割合は0.7となります。さらに、震災特例法第19条から第21条までの規定の適用を受ける場合の割合は1.0となります。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	70	42欄の金額は、一定期間内（原則として、特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から1年以内）に買換資産を取得しなかった場合に、益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
寄附金の損金算入額 別表十四(二)	71	10欄の金額は、別表五(一)の36④欄の金額（マイナスの場合は0）を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
完全支配関係がある法人間取引の損益調整 別表十四(五)	72	5欄の金額は、1,000万円以上の金額を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	73	譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合、13欄又は16欄に金額を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	74	譲渡損益調整額の戻入れ計算を譲渡年度において原則法又は簡便法により行った場合、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
交際費等の損金算入額 別表十五	75	交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。 また、接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	76	当事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が100億円超である法人であるにもかかわらず、9欄の計算をしていませんか。 また、これらの額が1億円超である法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
減価償却費 別表十六(一)・ 十六(二)・ 特別償却の付表	77	平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	78	中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない特別償却を適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	79	特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	80	特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入 別表十七(三の四)	81	別表十七(三の四)の5欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当

申告書確認表（単体法人用）

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項 目	確 認 内 容		確 認 結 果			
	No.					
特定外国関係会社、 対象外国関係会社、 部分対象外国関係会社 (外国金融子会社等を含む。)に係る課 税対象金額等 別表十七(三の七)・ 十七(三の八)・ 十七(三の十一) 等	82	租税の負担割合が20/100未満である外国関係会社(特定外国関係会社を除きます。)又は租税の負担割合が30/100未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三の七)等を作成していますか。(合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。)	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	83	別表十七(三の七)等の各欄は、添付した外国関係会社の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	84	別表十七(三の八)の24欄の金額は、2欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか(2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。)	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	85	別表十七(三の八)の28欄の金額の換算レートは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。)	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	86	別表十七(三の十一)の6欄の金額は、4欄の事業年度の所得に対する外国法人税額ですか。また、その外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	87	別表十七(三の十一)の36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。)	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	88	国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか(取引には対価の授受がないものも含みます。)	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
B ／ S ・ P ／ L ・ 勘定科目内訳明細書	評価損等	89	有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	役員給与等	90	申告書に添付した役員給与等の内訳書の「事前確定届出給与」欄に記載された金額は、事前確定届出給与に関する届出書に記載した金額と一致していますか。 また、確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額として損金の額に算入する金額は、交付決議時価額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
		91	業績連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社又は非同族会社による完全支配関係がある同族会社に該当していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
		92	役員に対する給与(使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。)の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四で加算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
		93	税務上使用人兼務役員にならない役員(専務取締役、常務取締役、監査役等)に対する給与の額を、「使用人職務分」欄に記載していませんか(その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用人職務分に対する給与の額である場合を除きます。)	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
		94	「使用人職務分」欄に金額の記載がある場合、使用人としての職制上の地位(部長、工場長等)を「役職名」欄及び「担当業務」欄に記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	特別損失 雑損失等	95	損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を別表四で加算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当

申告書確認表（単体法人用）

令和2年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項 目	確 認 内 容		確 認 結 果		
	No.				
消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類	共通事項	96	電子申告義務がある法人（当事業年度開始の時点における資本金の額又は出資の金額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社）の場合、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。	☐ 適	☐ 否 ☐ 非該当
	資産の譲渡等	97	申告書第一表①欄の金額は、付表2-1①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-1若しくは2-3①の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。	☐ 適	☐ 否 ☐ 非該当
		98	非居住者から受け取る利子等（外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を付表2-1③F欄又は2-3③C欄に記載していますか。	☐ 適	☐ 否 ☐ 非該当
		99	付表2-1⑥F欄又は2-3⑥C欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。	☐ 適	☐ 否 ☐ 非該当
	控除税額	100	課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。	☐ 適	☐ 否 ☐ 非該当
		101	付表1-1⑥のD欄、E欄又は1-3⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、付表1-1⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。 また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。	☐ 適	☐ 否 ☐ 非該当
	特定課税仕入れ（リバースチャージ方式）	102	課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）がある場合、申告書第二表（課税標準額等の内訳書）の⑧～⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。	☐ 適	☐ 否 ☐ 非該当
		103	上記の場合、付表2-1⑫E欄又は2-3⑫B欄は、付表2-1⑪E欄又は2-3⑪B欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか（又は、付表2-1⑫X欄は、付表2-2⑪C欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。	☐ 適	☐ 否 ☐ 非該当
	税額の計算	104	申告書第一表⑩欄及び⑪欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。	☐ 適	☐ 否 ☐ 非該当
	法人税申告書等との関係	105	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。	☐ 適	☐ 否 ☐ 非該当
		106	申告書第一表⑳欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。	☐ 適	☐ 否 ☐ 非該当
		107	課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。 また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか（資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理したものを除きます。）。	☐ 適	☐ 否 ☐ 非該当

- 1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。
- | | | | |
|-----|---------|--------|---------------------------------|
| 法法 | 法人税法 | 震災特例法 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 |
| 法令 | 法人税法施行令 | 租特透明化法 | 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 |
| 法基通 | 法人税基本通達 | | |
| 措法 | 租税特別措置法 | | |
- 2 令和2年6月30日現在の法令・通達によっています。

【No. 8】当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人又は適用除外事業者（当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。

所管	業種目	概況書	要否	別表等
法人区分	事業種目	年末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非小法人
同非区分	特同族会社	定同族会社	同族会社	非同族会社
旧納税地及び旧法人名等				
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転登記等の明細書			

【No. 1】電子申告義務がある法人（当事業年度開始の時に資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社）の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税
令和 年

申告書	翌年以降送付要否	適用額明細書提出の有無
申告書	税理士法第30条	税理士法第33条

- 【No. 2】法人税の確定申告書には、次に掲げる書類を添付していますか。
- ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
 - ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
 - ③ 勘定科目内訳明細書
 - ④ 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
 - ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
 - ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
 - ⑦ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるものの適用を受ける場合）（租特透明化法第3条）

【No. 6】15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No. 7】地方法人税額の計算につき、別表一次葉の56欄～59欄により計算していますか。

【No. 7】40欄の金額は、別表六（二）の50欄の金額と一致していますか。

【No. 3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

所得金額又は欠損金額（別表四「48」の①）」	1	
法人税額（53）+（54）+（55）	2	
法人税額の特別控除額（別表六（六）「4」）」	3	
差引法人税額（2）-（3）	4	
連結納税の承認を取り消された場合等における間に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5	
課税土地譲渡利益金額（別表二（24）「別表三（20）」）	6	
同上に対する税額（22）+（23）+（24）	7	
課税留保金額（別表三（2）「4」）」	8	
同上に対する税額（別表三（一）「8」）」	9	
法人税額（4）+（5）+（6）+（7）+（8）+（9）	10	
中間申告分の法人税額（15）	15	
差引確定（中間申告の場合はその法人税額（税額とし、マイナスの場合は、（26）へ記入）	16	
課税標準（課税標準額）	33	
課税留保金額（9）	34	
課税標準法人税額（33）+（34）	35	
地方法人税額（56）	36	
課税留保金額に係る地方法人税額（59）	37	
所得地方法人税額（36）+（37）	38	
外国税額の控除額（別表六（二）「50」）」	40	
差引地方法人税額（38）-（39）-（40）-（41）	42	
中間申告分の地方法人税額（43）	43	
差引確定（中間申告の場合はその地方法人税額（税額とし、マイナスの場合は、（45）へ記入）	44	

この申告による還付金額（21）	25	
中間納付金（15）-（14）	26	
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27	
計（25）+（26）+（27）	28	
この申告前の所得金額又は欠損金額（60）	29	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額（65）	30	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七（一）「4」の計（別表七（二）「9」若しくは別表七（三）「9」）	31	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金（別表七（一）「5」の合計）	32	
この申告による還付金額（43）-（42）	45	
この申告の金額に対する法人税額（68）	46	
課税留保金額に対する法人税額（69）	47	
課税標準法人税額（70）	48	
この申告により納付すべき地方法人税額（74）	49	
剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和 年 月 日	決算確定の日 令和 年 月 日
還付を受ける金融機関等	銀行 本店・支店 郵便局名等 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本所・支所	
口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-
※税務署処理欄		

税理士
署名押印

【No.105】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

【No.20】別表五(二)の5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.14】1③欄の配当の額は、株主資本等変動計算書等記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.92】役員に対する給与(使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。)の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を加算していますか。

【No.22】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を13欄等で減算していますか。

【No.21】別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

【No.16】前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。

【No.23】別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を減算していますか。

【No.22】別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を加算していますか。

【No.89】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。

【No.95】損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を加算していますか。

注意

「48」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになりますから留意してください。

加	当期利益又は当期欠損の額	1			
	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2			
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3			
	損金経理をした納税充当金	4			
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)	5			
	加算金、延滞金(延滞分を除く。)	6			
	減価償却の償却超過額	7			
	役員給与の損金不算入額	8			
	交際費等の損金不算入額	9			
	○ ○ ○	10			
	小 計	11			
減	減価償却超過額の当期認容額	12			
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13			
	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26j」)	14			
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26j」)	15			
	受贈益の益金不算入額	16			
	適格現物分配に係る益金不算入額	17			
	法人税等の中間納付額及び過剰納に係る還付金額	18			
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			
	○ ○ ○	20			
	小 計	21			外※
	仮 計	22			
	(1)+(11)-(21)	23			
	関連者等に係る支払利子等又は対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二)の「24」若しくは「29」又は別表十七(二)の「27」若しくは「32j」)	24	△		
	超過利子等の損金算入額(別表十七(二)の「10」)	25			
	仮 計	26			
	(22)から(24)までの計	27			
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	28	△		
	寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	29			
	沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額(別表十一「9」若しくは「13」又は別表十「8」)	30	△		
	法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6」の「③」)	31			
	税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)「7」)	32			
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得額等相当額(別表六(五)の「5」の「②」+別表十七(三)の「1」)	33			
	組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	34			
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	35			※
	合 計	36			
	(25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	37			
	契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	38			
	特定目的会社等の支払配当又は特定目的債権に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額(別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(一)「16」若しくは「33」)	39	△		
	中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	40			
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	41			
	差 引	42			
	(34)から(38)までの計	43			
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4」の「計」+別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	44	△		
	総 計	45			
	(39)+(40)	46			
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十三「43」)	47	△		※
	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額(別表十二(十三)「10」)	48	△		
	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額(別表十二(十三)「43」の「計」)	49	△		
	関西国際空港用地整備準備金立額、中部国際空港整備準備金立額又は再投資等準備金立額の損金算入額(別表十二(一)「15」、別表十二(一)「10」又は別表十二(一)(四)「12」)	50	△		
	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額(別表十六「14」-「11」)	51			※
	残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	52	△		
	所得金額又は欠損金額	53			外※

利益積立金額及び資本金等の額の計算に
関する明細書

事業年度： 年 月 日 法人名： 株式会社

別表五
(一)

令二・四・一以後終了事業年度分

御 注 意

2 1 この表は、通常の場合には次の算式により検算ができます。

II 期首現在利益積立金額合計「31」① + 別表四留保所得金額又は欠損金額「48」 - 中間分、確定分法人税県市市民税の合計額

発行済株式又は出資のうちに、二以上の種類の株式がある場合には、法人税法施行規則別表五(一)付表(別表五(一)付表)の記載が必要となります。

I 利益積立金額の計算に関する明細書				当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①	減 ②	増 ③	増 減		④
利 益 準 備 金	1	円	円	円		円
積 立 金	2					
	3					
〇 〇 〇 引 当 金	4					
繰 延 税 金 資 産 (負 債)	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
〇 〇 〇	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
〇 〇 〇	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
繰 越 損 益 金 (損 は 赤)	26					
納 税 充 当 金	27					
未 納 法 人 税 等	28	△	△	中間 △ 確定 △	△	
未 納 道 府 県 民 税 (均 等 割 額 を 含 む)	29	△	△	中間 △ 確定 △	△	
未 納 市 町 村 民 税 (均 等 割 額 を 含 む)	30	△	△	中間 △ 確定 △	△	
差 引 合 計 額	31					

II 資本金等の額の計算に関する明細書				当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③
区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①	減 ②	増 ③	増 減		④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円				
資 本 準 備 金	33					
〇 〇 〇	34					
〇 〇 〇	35					
差 引 合 計 額	36					

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表五(二)

令二・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度			期首現在 未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在 未納税額 ①+②-③-④-⑤ ⑥
					充当金取崩し による納付 ③	仮払経理に よる納付 ④	損金経理に よる納付 ⑤	
法人税及び 地方法人税	1	円			円	円	円	円
	2							
	計	5						
道府県民税	6							
	7							
	8	当期中						
	9	確定						
市町村民税	10	計						
	11							
	12							
	13	当期中						
事業税	14	確定						
	15	計						
	16							
	17							
その他	18	当期中						
	19	計						
	20	損金算入のもの						
	21	利子税						
その他	22	延滞金 (延納に係るもの)						
	23							
	24	加算税及び加算金						
	25	延滞税						
	26	延滞金 (延納分を除く。)						
	27	過怠税						
	28							
	29							
	納税充当金の計算							
	期首納税充当金	30	円					円
繰入額	損金経理をした納税充当金	31						
		32						
	計 (31)+(32)	33						
	法人税等 (5の③)+(10の③)+(15の③)	34						
取崩額	事業税 (19の③)	35						
	期末納税充当金 (30)+(33)-(40)	41						

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.24】41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。

【No.21】5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。

【No.22】19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の13欄等で減算していますか。
【No.22】19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四で加算していますか。

【No.23】「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を別表四で減算していますか。

【No.20】5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

貸借対照表（令和3年3月31日現在）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
受取手形		支払手形	
売掛金		買掛金	
前払費用		未払費用	
短期貸付金		短期借入金	
繰延税金資産		未払法人税等	
仕掛品		賞与引当金	
材料		製品保証引当金	
貯蔵品		未払消費税額等	
短期貸付金		固定負債	
前払費用		長期借入金	
繰延税金資産		社債	
その他		退職給付引当金	
貸倒引当金		役員退職引当金	
		繰延税金負債	
固定資産		負債合計	
有形固定資産		(純資産の部)	
建物		株主資本	
建物付属設備		資本金	
機械及び装置		資本剰余金	
車両及び運搬具		資本準備金	
土地		その他資本剰余金	
建物仮勘定		利益剰余金	
無形固定資産		利益準備金	
借地権		その他利益剰余金	
施設利用権		×××準備金	
営業権		〇〇〇積立金	
投資その他の資産		別途積立金	
投資有価証券		繰越利益剰余金	
長期貸付金		自己株式	
前払年金費用		評価・換算差額等	
貸倒引当金		その他有価証券評価差額金	
資産合計		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

【No.24】別表五(二)の41欄の記載額と一致していますか。

【No.17】任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。

繰延税金資産

未払法人税等

賞与引当金

製品保証引当金

未払消費税額等

退職給付引当金

役員退職引当金

繰延税金負債

【No.106】貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表㉔欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか)。

【No.11】自己株式を計上している場合、その自己株式数を別表二の1欄の内書に記載していますか。

【No.19】貸借対照表に自己株式を計上している場合、法令第8条第1項第20号及び第21号に掲げる金額を別表五(一)のⅡ「資本金等の額の計算に関する明細書」において減算するなどの調整を行っていますか。

自己株式

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

純資産合計

負債及び純資産合計

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿	※	一 連 番 号	翌年以降 送付不要
納 税 地	【No.105】法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。 【No.107】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。			
(フリガナ) 名 称 又は屋号				
個 人 番 号 又は法人番号				
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名				
		年 月 日	指 導 年 月 日	相 談 区分1 区分2 区分3
		令和	令和	

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日)
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算										付 割 賦 基 準 の 適 用		有 無		31	
課 税 標 準 額	①														
消 費 税 額	②														
控除過大調整税額	③														
控 除 対 象 仕 入 税 額	④														
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤														
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥														
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦														
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	⑧													13	
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨									0 0				15	
中 間 納 付 税 額	⑩									0 0				16	
納 付 税 額 (⑨-⑩)	⑪									0 0				17	
中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑨)	⑫									0 0				18	
この申告書 が修正申告 である場合	既 確 定 税 額	⑬												19	
差 引 納 付 税 額	⑭									0 0				20	
課税売上 割 合	課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮												21	
課税売上 割 合	資産の譲渡 等の対価の額	⑯												22	
この申告書による地方消費税の税額の計算										事 項		額 の 法 上 記 以 外		全 額 控 除	
地方消費税 の課税標準 となる消費 税 額	控 除 不 足 還 付 税 額	⑰													51
差 引 税 額	⑱									0 0					52
還 付 額	⑲														53
納 税 額	⑳									0 0					54
中 間 納 付 讓 渡 割 額	㉑									0 0					55
納 付 讓 渡 割 額 (㉑-㉒)	㉒														56
中 間 納 付 還 付 讓 渡 割 額 (㉑-㉒)	㉓														57
この申告書 が修正申告 である場合	既 確 定 讓 渡 割 額	㉔													58
差 引 納 付 讓 渡 割 額	㉕														59
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖														60

【No.104】⑩欄及び㉑欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。

【No.106】㉖欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

㉖ = (11 + 22) - (③ + ⑫ + ⑬ + ⑭)・修正申告の場合
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付す